

外来医療計画について

令和 5 年 (2023 年) 8 月 熊本県菊池保健所

熊本県外来医療計画（沿革）

- 本県では、地域の医療提供体制の基礎となる外来医療の安定的な確保を図るため、医療計画の一部として、令和2年3月に「熊本県外来医療計画」を策定。
- 計画期間：令和2年度～令和5年度（4年間）

熊本県外来医療計画（外来医療に関する現状・課題）

○ 外来医療を中心として担う診療所医師の偏在や高齢化

- ・ 菊池や阿蘇地域などで、人口10万人当たりの診療所医師数が県平均を下回る（熊本・上益城の7割未満）
- ・ 鹿本や球磨地域の60歳以上の診療所医師の割合が60%を超えている（全国平均：47.3%、県平均：52.1%）

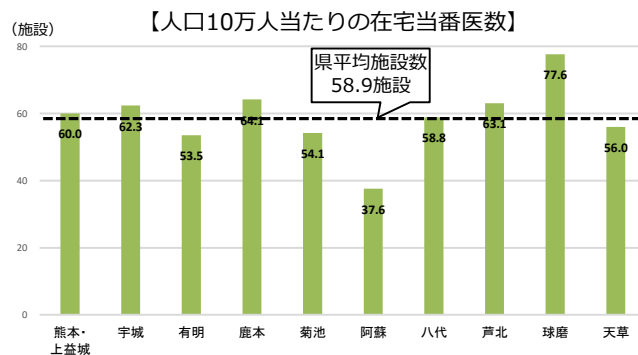
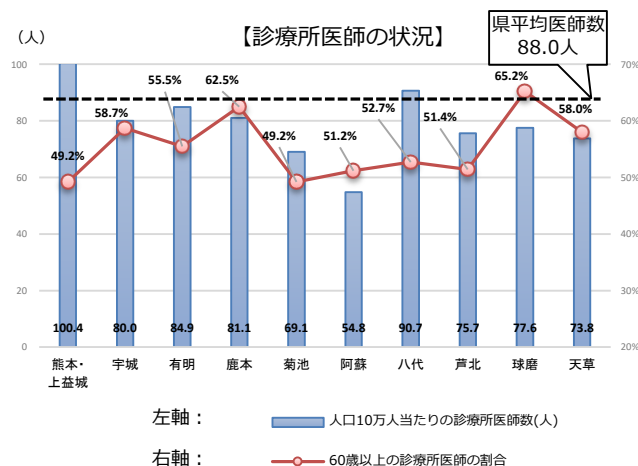
○ 後継者や医療従事者不足による診療所の閉鎖の増加や有床診療所の無床化

○ 初期救急や学校医等の継続に必要な協力医師の高齢化、負担増加

- ・ 阿蘇地域では、人口10万人当たりの在宅当番医数が県平均を大きく下回る

○ 医師の専門医志向の高まりに伴う地域における総合診療医の不足

○ 分化・連携の協議に必要なデータのさらなる収集・整理



熊本県外来医療計画（今後の施策の方向性）

- 各地域の実情を踏まえ、次に掲げる取組みを推進することで、住民に身近な外来医療を維持する。

(1) 外来医療の 分化・連携 の推進

- ① 地域ごとの外来機能の見える化、地域医療構想調整会議での情報共有及び病床機能と外来機能の一体的協議（病診連携等）
- ② 在宅当番医制などの医師会等の分化・連携の取組みの促進
- ③ 医療機器の共同利用の促進
- ④ くまもとメディカルネットワークなどICTを活用した取組みの推進
- ⑤ 県民の医療のかかり方の普及啓発

(2) 外来医療を 担う医師の 養成・確保

- ① 総合診療専門医など地域の外来医療を担う医師の養成
- ② 事業承継制度等の後継者確保対策の検討
- ③ 初期救急や学校医等に係る新規開業者への協力要請

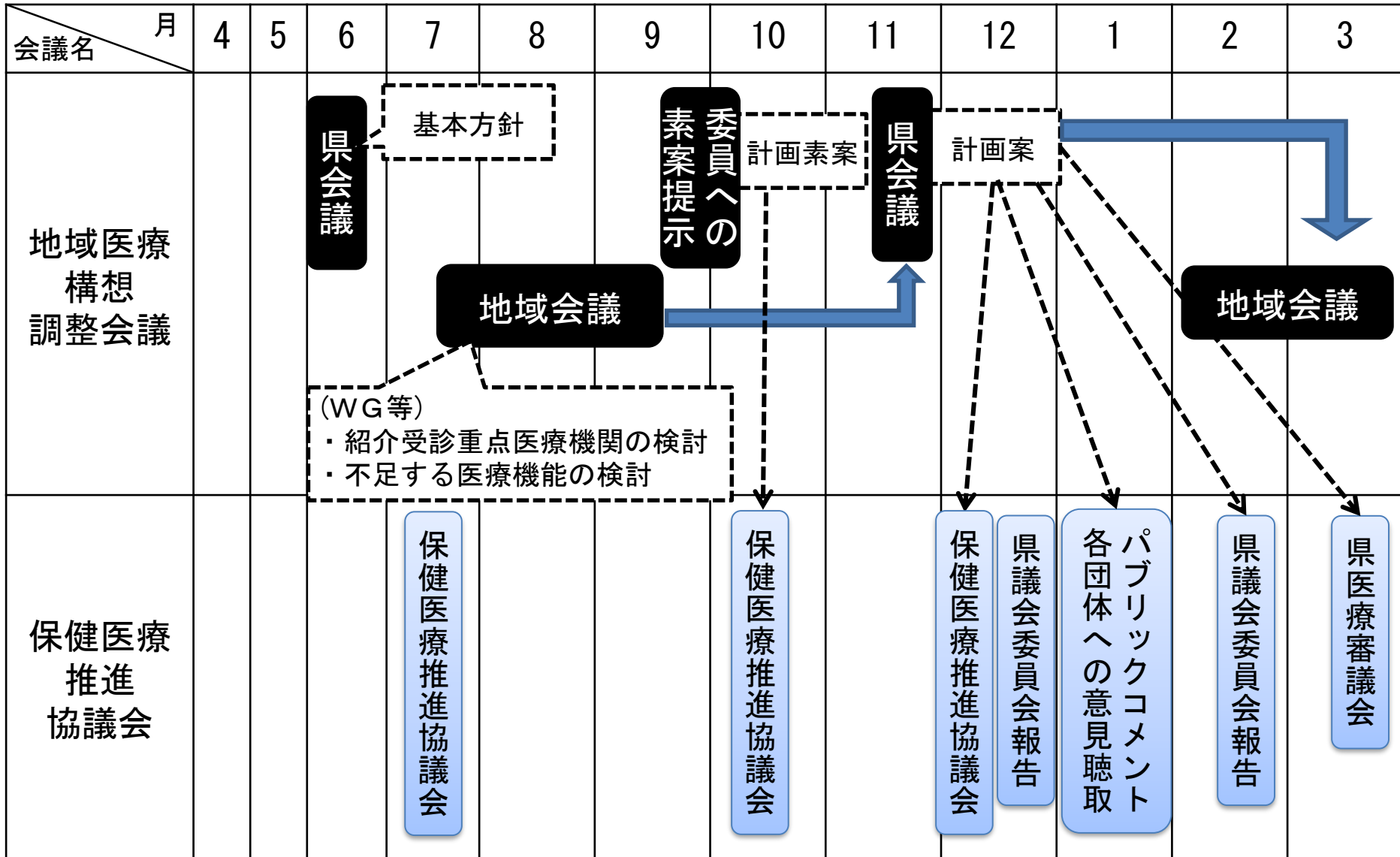
熊本県外来医療計画の改正の方向性

- 外来医療計画は、医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づく、医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を定めたもの。
- 令和元年度に都道府県において外来医療計画を策定し、令和2年度から取組みを進めており、令和6年度以降は3年毎に見直すこととされている。

- 熊本県外来医療計画は、第7次熊本県保健医療計画の別冊となっている。
- 今回の改正にあたっては、令和5年度中に第8次熊本県保健医療計画を策定するため、熊本県保健医療計画の一部として策定予定。
- 外来医療計画における改正の方向性は次ページのとおり。

	国ガイドライン（R5.3改正）	改正の方向性
外来医師多数区域の設定	<p><u>○都道府県において二次医療圏単位で外来医師偏在指標を定め、この外来医師偏在指標に基づき二次医療圏ごとに外来医師多数区域を定義する。(改正なし)</u></p> <p><u>○外来医師偏在指標の活用においては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質を十分に踏まえた上で、外来医師偏在指標の数値を絶対的な基準として取り扱うことや外来医師偏在指標のみに基づく機械的な運用を行うことの無いよう十分に留意する必要がある。(改正なし)</u></p>	<p>現行計画同様、参考として記載。 ※R5.4に厚生労働省が示した外来医師偏在指標では、熊本・上益城、有明(新)、阿蘇、八代、芦北(新)の5圏域が上位33.3%に該当</p>
地域に不足する医療機能に係る目標設定	<p><u>地域に不足する医療機能について具体的な目標を定め、達成に向けた取組の進捗評価に努めることとする。(改正)</u> ※改正前は、「課題ごとの目標や指標を設定する(後略)」とされていたところ</p>	<p>夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制、在宅医療の提供体制、産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制等で不足する医療機能について目標を設定</p>
紹介受診重点医療機関の名称等の追加	<p><u>紹介受診重点医療機関となる医療機関の名称に加え、外来機能報告で把握可能な、紹介受診重点外来の実施状況等の情報を新たに盛り込むこととする(新設)</u></p>	<p>各圏域の地域医療構想調整会議で合意された紹介受診重点医療機関について、計画に記載</p>
新規開業者等に対する情報提供	<p><u>二次医療圏ごとの外来医師偏在指標及び外来医師多数区域である二次医療圏の情報や医療機関のマッピングに関する情報、厚生労働省から提供する情報等について整理を行い、整理した情報を外来医療計画に盛り込むこととする。(改正なし)</u></p>	<p>厚生労働省から示される、外来診療(初・再診)に関する情報、初期救急体制に関する情報等を踏まえ、計画に記載</p>

熊本県外来医療計画（熊本県第8次保健医療計画）の策定スケジュール（予定）



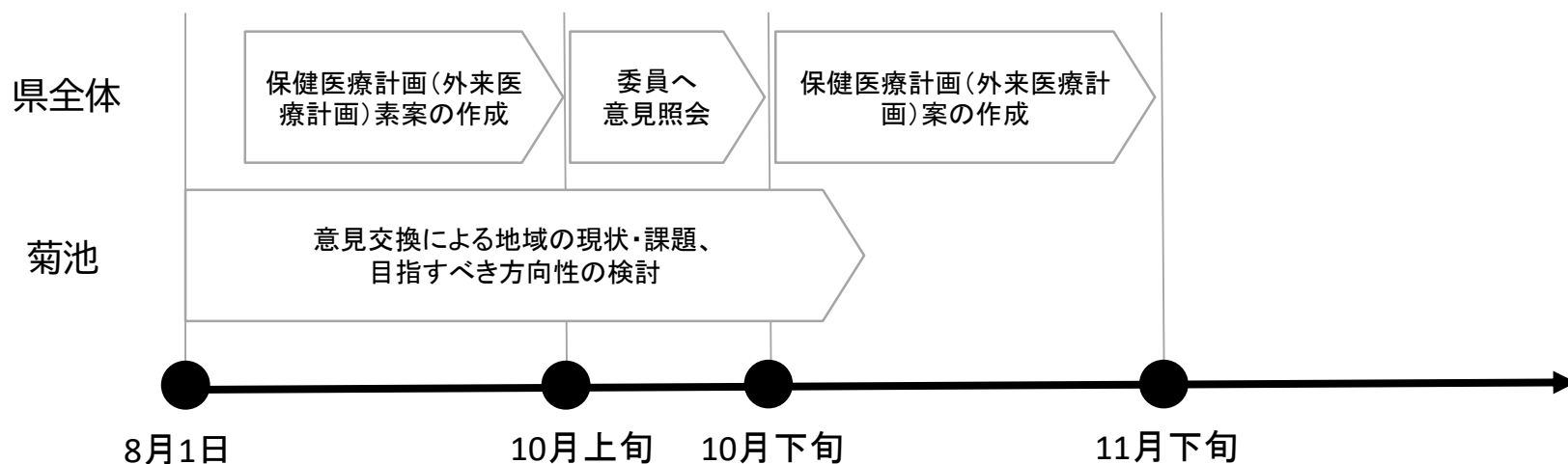
※保健医療推進協議会で、熊本県第8次保健医療計画を協議

菊池地域医療構想調整会議における協議の進め方について

○ 外来医療に係る現状・課題等の整理

- 現行計画策定時において菊池地域では、調整会議議長（郡市医師会長）より御推薦いただいた方をWGの構成員として外来医療に係る現状・課題や目指すべき方向性について意見交換を実施
- 今回の具体的な意見交換の進め方については、現行計画策定時の例を参考にしながら進めていきたい

【スケジュール】



- ◆ 外来医療機能に関する菊池地域ワーキンググループ（菊池地域医療構想調整委員会）での協議概要は以下のとおり。（開催日 第1回：令和元年10月28日、第2回：令和元年12月10日）

目指すべき方向性

初期救急	<p>初期救急に対応する医師については、当医療圏では、初期救急について、圏域内の医師確保はできているが、当番医の専門領域と患者の症状が合致せず、他医療機関への紹介で対応するケースもある。引き続き圏域内での連携体制等の強化・検討を行いながら地域で診療の空白が生じないよう努めるとともに、医師の高齢化が進んでいるため、新規開業を行う医師等に郡市医師会による在宅当番医へ協力要請を行う。</p> <p>初期救急に対応する医療機関については、当医療圏では、休日は在宅当番医制（参加数102医療機関）、夜間は二次救急の病院群輪番制当番病院（参加数7医療機関）により初期救急医療提供体制は確保できている。今後、年齢別人口構成の変化による高齢化の進展にともない、初期救急の需要増加が見込まれることから、特に熊本市内への交通アクセスが不便な地域における確実な医療提供体制の確保を図っていく必要がある。</p>
公衆衛生分野	<ul style="list-style-type: none"> ・学校医：当医療圏では、学校医について93人の医師で対応しているが、近年、熊本市のベッドタウンとなっている市町の人口増加による児童数や学校数の増加と医師の高齢化による対応医師の減少が相まって、医師一人当たりの負担は増えており、学校医の確保が難しくなっている。今後も、地域の実情を踏まえ、市町、学校、医師会等が連携し、互いに協力しながら医師確保に向け努力していく。 ・予防接種：当医療圏では、105医療機関が予防接種を実施しており、地域の予防接種体制は確保できている。今後も市町や医師会等で実施医療機関の連携・充実を図るとともに、新規開業を行う医師に協力要請を行う。 ・産業医：当医療圏は、南部を中心に誘致企業が多数立地する、県内有数の工業地域であり、産業医選任必須事業所数（206箇所:平成28年経済センサス数値）が多く、医師一人当たりの負担は大きくなっている（産業医一人あたりの平均従業者数476.7人:日医認定産業医数データより算定）。今後も、産業医確保に向け医師会等と連携、協力し、産業医の確保に努める。
在宅医療	<p>当医療圏では、65歳以上の人口割合は今後増加し在宅医療の需要は一層高まることが予想される。菊池地域在宅医療サポートセンターによる各種取り組みを通じて、既に開業している医師の参画拡大を図るとともに、新規開業を行う医師に協力要請を行う。</p>

上記の結果を踏まえ、菊池地域で一般診療所を新規開業する医師に対して協力の意向を確認する外来医療機能は、「初期救急（在宅当番医）」、「学校医」、「予防接種」、「産業医」、「在宅医療」の5項目とする。

外来医療機能に係る確認書

年 月 日

熊本県御船保健所長 様

開設者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

地域で不足する外来医療機能を担うことの意味の有無について、下記のとおり提出します。

医療機関の名称				電話番号	
開設の場所					
開設予定年月日	年 月 日				
管理者	住所				
	氏名			電話番号	
診療に従事する 医師の氏名等	氏名	担当診療科名	診療日又は 勤務日	診療時間又は勤務時間	
次の外来医療機能 を担うことへの 意思	有 ・ 無				
有の場合、担 う予定の機 能 (該当に全て○)	① 初期救急医療 (在宅当番医・出動協力医等) ② 学校医 ③ 予防接種 ④ 産業医 ⑤ 在宅医療				
	無の場合 その理由				

開業届出を受理する保健所長

各地域で合意された機能を記載

意向がない場合、その理由を記載

不足する外来医療機能を担わない
場合、地域医療構想調整会議
において説明を求める場合がある
旨を注記

協力意向の確認について、運用開始
時期や具体的な方法等については、
検討中
次回、調整会議で報告予定

(備考)

1) 届出内容については、地域医療構想調整会議(外来医療提供体制の協議の場)において共有し、不足する外来医療機能を担う意思がない時には、その理由等について説明を求める場合がある。

2) 届出内容に変更が生じた場合には、速やかに本様式により報告すること。